

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 35 号
2012 年 12 月

目 次

[評論]

マイノリティと政治理論

辻 康夫..... 1

[書評]

分析的マルクス主義者の平等論と正義論——G. A. Cohen, *Rescuing Justice and Equality*を読む

松元雅和..... 6

[会務報告]

2012年度第2回理事会議事録 7

2013年度政治思想学会研究会プログラム (予定) 9

マイノリティと政治理論

辻 康 夫 (北海道大学)

1 はじめに

2008年6月6日、衆参両議院は、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を行った。決議は、2007年に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」の趣旨に則り、アイヌ民族を先住民族として認め、総合的な施策を確立することを求めている。これをうけて政府はアイヌ民族を先住民族と認め、「国連宣言」を参照しつつ総合的な施策の確立に取り組むことを表明した。その目的で設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」は、2009年7月に報告書を取りまとめ、文化振興、貧困対策、国民一般の啓発など多岐にわたる提言を行った。2010年12月に「アイヌ政策推進会議」が設置され、政策の具体化に向けて検討を進めている。

ところで、こうした一連の出来事に先立つ2007年4月、北海道大学は「アイヌ先住民研究センター」を設置した。過去において、北海道大学はアイヌ民族に関する調査研究、政策形成に関与したが、そこには今日から見れば多くの問題が含まれていた。今日流の表現を用いれば、北海道開拓の一翼を担った北海道大学は、「植民地主義」に加担したということも可能かもしれない。こうした反省に立って、アイヌ民族との協同を理念として設立されたのがこのセンターである。(もちろん、大学がアイヌ民族の信頼を回復するためには、長い時間が必要であろう。) 私自身も、このセンターに籍をおいて勉強しているが、センターの設立直後から上記の激変がおり、これを見聞できたことは非常に貴重な経験となった。

ところでこのような政策転換は、一夜にしておこったわけではない。国内外において、これにつながる一連の流れが存在した⁽¹⁾。日本国内にお

いては、1997年3月に、札幌地裁においていわゆる「二風谷ダム判決」が下されている。この訴訟ではダム建設のための土地収用の取消しが争われたが、裁判所は日本の公的機関としてははじめて、アイヌ民族を先住少数民族と認め、その「文化享有権」に配慮しない収用を違法と認定した。また同年5月には「旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化振興法」が成立している。この法律はアイヌ民族の存在を認め、その文化と伝統を尊重することをうたうものである。この法律は1984年に北海道ウタリ協会が「旧土人保護法」に代わる新法の制定を要求する声をあげて以来、北海道知事の下ウタリ問題懇話会の答申(1985年3月)、国の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告(1996年)を経て、ようやく実現に至ったものである。

国際的には、先住民族やマイノリティの権利を保障する様々な条約が結ばれてきた。国際人権規約、人種差別撤廃条約、ILO169号条約などが、先住民族の処遇の改善の上で重要な役割を果たしてきた。また前述の「先住民族の権利に関する国連宣言」は、草案作成の開始から22年の年月を経て採択に至ったものである。日本は、国際人権規約や人種差別撤廃条約の定期報告書の審査を通じて、アイヌ民族への処遇の改善を勧告されてきた。また、「国連宣言」が国会決議のきっかけとなったことは前述の通りである。さらにこの間に各国においても、先住民政策において大きな進展がみられ、その情報が国際的に共有されてきたことも重要である。以上の長い歴史を経て、今回の政策転換が生じたのである。

2 政治理論の必要性

それでは、先住民族をめぐる政策について、ど

の程度のコンセンサスが存在しているのであろうか。国会および内閣が、ガイドラインとして参照する「国連宣言」の内容を見てみよう。「国連宣言」は、多様な民族の伝統が尊重されるべきこと、先住民族が歴史的不正を被ってきたこと、その固有の権利が尊重されるべきことを述べたうえで、先住民族が持つ権利を包括的に列挙している。第1に、先住民族は、政治的自己決定の権利を持つ（ただし分離独立の権利は含まない）。政治的地位を決定し（§ 3）、政治・経済・社会的制度・機関を維持・発展させる権利（§ 20）、その構成員を決定する権利、自己の機関の構成を決定する権利（§ 33）を持つ。また自己に影響を及ぼす立法や決定に参加し、事前協議を受ける権利（§ 18、19）を持つ。第2に、自らの文化や伝統を維持し発展させる権利が規定される。すなわち強制的同化や文化の破壊をされない権利（§ 8）、強制的な移動の禁止（§ 10）、文化的伝統を実践し、再活性化させる権利（§ 11、13）、自言語で教育を受ける権利（§ 14）などが規定される。第3に、社会経済的な権利が規定される。すなわち、雇用・教育の権利（§ 17）、社会的状況の改善への権利（§ 21）、医療サービスへの権利（§ 21）が明記される。第4に、土地への権利が規定される。すなわち先住民族は、伝統的に占有・所有してきた土地・領域・資源に対する使用・開発・管理の権利（§ 26）、これが侵害された場合の救済（原状回復、補償）の権利を持つ。また先住民族の土地への影響を及ぼす事業につき事前協議が必要とされ（§ 32）、とくに有害物質の貯蔵や軍事活動が規制される（§ 29、30）。

このように、「国連宣言」は先住民族政策についての方向性を示すとともに、包括的な権利のカタログを提示しているが、これをガイドラインとして用いるにあたっては、理論的な整序が不可欠になる。列挙された権利は、政治的な自決権、土地および資源への権利、言語・文化の保全、社会経済的な改善など、広汎な領域におよんでいる。しかも、「国連宣言」は前文において、先住民族の状況が地域や国ごとに異なること、歴史的・文化的背景の重要性が考慮されるべきことを明記している。実際のところ、世界の先住民族が置かれ

た状況には著しい多様性が見られる。多数派国民と混住し、現代的生活を営む先住民族が存在する一方で、近代社会から隔絶した環境で伝統的な生活様式を守る人々も存在する。過去に被った不正のあり方や、彼らの抱える問題やニーズも多様である。したがって、政策の具体化に当たっては、多様な政策領域の間の連関を明らかにし、また個々の先住民族のおかれた状況に応じて、適切な政策を提示するための理論が不可欠なのである。現段階で、こうした理論が確立されてるとはいえない。

こうした状況は、先住民族問題に限られず、マイノリティ問題一般に当てはまる。マイノリティに配慮した政策は、歴史上、古くから行われてきた。また第二次世界大戦以降、西洋諸国においてマイノリティの運動が高揚し、これに伴いマイノリティ政策が大きく展開する。国際的な規範形成も大きく進んだ。しかしながら、こうした出来事は必ずしも、理論の展開と並行して進んだわけではない。ウィル・キムリッカの表現を借りれば、「西洋民主主義諸国における現在の実践は、明快なモデルやその基本原理の明確な表明を欠いたまま、場当たりのうまれた」のであり、「我々に必要なのは、自由民主主義の基本的価値との関連で、これらの実践の理論化に寄与しうる道具を開発すること」なのである⁽²⁾。こうした課題に対応して、1990年代から理論化の試みが活発に行われるようになったが、以下では、そのいくつかをとりあげて考察を加えてみたい。

3 マイノリティをめぐる政治理論

(1) 「文化」アプローチ

マイノリティの権利をめぐる有力なアプローチの第一は、マイノリティの「文化的ニーズ」を中心におくものである。その代表的な理論家ウィル・キムリッカによれば⁽³⁾、「文化」は、人間に意味のある人生の選択肢をもたらし、自由で自律的な生を実現する前提である。彼はまた、「社会構成的文化」（自己完結的な社会制度と言語文化）の概念を導入し、文化的マイノリティを二つの類型

に分類する。「ナショナル・マイノリティ」は、固有の「社会的構成文化」を持つ集団であり、それを保全する手段を与えられるべきである。移民に代表される「エスニック・マイノリティ」は、新たな「社会構成的文化」への統合を望む人々であり、文化慣行の実践が許され、差別を受けないことが必要である。公権力による保護の対象は「社会構成的文化」に限定され、個別の文化慣行は個人の自発的な選択の問題として扱われる。キムリッカの議論の魅力は、自由民主主義の基本原則との、高度な整合性にある。「文化の保全」は、個人の「自由」「自律」の促進という、自由主義の基本原則によって基礎づけられる。公権力による特定の文化慣行の奨励は認められず、また、個人の自由や自律を侵害するような政策や文化的慣行も許容されない。このようにして、キムリッカは、自由・自律の原理によって、マイノリティへの配慮を基礎づけるとともにその限界を確定する、魅力的な理論を構築したのである。

しかしながらこの理論を現実の問題に適用しようとすると、様々な困難が現れる。第一に、「社会構成的文化」の認定が問題になる。キムリッカが最初の著書で念頭においたのは北米の先住民であるが、実際にはその人口の半分は、居留地を離れて都市部に居住している。また彼らの大部分は伝統言語ではなく、英語・フランス語を用いている。自己完結的な「社会制度」や「言語文化」が存在していないことは明らかなのである。たしかに、社会構成的文化を不当に破壊された人々は、これを再建する権利を持つから、先住民はその途上にあると論じることは可能かもしれない。しかしその場合には、こうした例外状況をカバーする新たな議論が必要になる。

第二に、イスラムなどの保守的な文化の扱いが問題になる。キムリッカの理論においては、少数派文化の保護の根拠が個人の自由・自律におかれるので、個人の自由を制約する保守的な社会構造や文化慣行は尊重されない。その暴力的な解体は望ましくないが、それを変容させるべく働きかけることが必要であるとされる。しかし、この論理をとるならば、保守的な文化をどこまで「自由主

義化」するべきかが不明確になる。この点を批判して、ビク・パレクは興味深い議論を行っている⁽⁴⁾。我々の日常生活は様々な領域に分けられるが、そのすべてにおいて自由・自律が至上の価値を持つわけではない。宗教の領域では、伝統や権威が重んじられるし、家族・親族関係においては、メンバーの調和を重視することが多い。したがって、平等や自由・自律などの基本的原理を重視しつつも、その他の価値をも、正当に評価すべきなのである。

さらにキムリッカの理論においては、マイノリティ文化を守る手段が限定される。公権力による保全の対象となるのは、言語文化および社会制度の外枠のみであり、その内実を形成する種々の文化慣行は保全されない。この考え方は、マイノリティの願望としばしば衝突する。一般的に言えば、文化は、自由・自己決定の条件としてのみ価値を持つのではない。自律的選択の幅が広がることよりも、自文化の保全を優先することは、決して不合理ではない。チャールズ・テイラーによれば、我々が文化の存続それ自体を願うことはあり得るのであり、自由・自律その他の基本的人権を大きく侵害しない範囲内で、その保全のための政策を行うことは許される⁽⁵⁾。なお、このほかにも、「文化の多様性」それ自体を重視する議論もあり、「文化アプローチ」の理論構成は一様ではない。

(2) 「差異の政治」アプローチ

第二のアプローチは、支配集団とマイノリティの間の支配関係に焦点をあてるものである。代表的な理論家であるアイリス・ヤングによれば⁽⁶⁾、正義の基準を財の配分状態の適切さに求めるロールズ流のアプローチは、支配関係・権力関係そのものを直接の対象としない点で不十分である。「文化」を扱う際にも、支配関係の観点が重要である。問題は、単に、マイノリティの文化の存続が難しいということだけではない。多数派の価値規範が正常なものとされる反面で、マイノリティのそれは逸脱とされ、こうした劣等性の表象がステレオタイプとして社会に浸透することが重要である。多数派の支配は、同化政策の形態をとることも、

逆に隔離政策の形をとることもあるが、いずれの場合にも、垂直的な権力構造が存在する。

この観点から見れば、単にマイノリティの文化を保全するのみでは不十分である。現存の少数派文化のあり方が権力関係によって歪められ、劣等性の刻印がおされているからである。必要なのは、劣等性の表象を払拭することである。このためには、政府が少数派文化に対して公的な承認や奨励を行う政策が考えられるが、これのみでは不十分である。それは主流派の抱くステレオタイプや偏見を再生産することにもなりかねないからである。したがってマイノリティ自らが、自らの文化に積極的な意味を見だし、劣等性の表象を払拭し、肯定的な表象を付与しなければならない。こうした集団のアイデンティティの再解釈・再定義の過程では多数派が持つ、「常識」「偏見」「誤解」に挑戦し、これを修正させる必要があるため、多数派との議論・論争・闘争も必要になる。

マイノリティの集団・運動の内部では、コミュニケーション・討論をつうじ、自己解釈や関心の明確化、自己変容が行われる。こうした行為は、主流文化の圧力から相対的に保護された空間を必要とし、主流派を締め出した空間が望ましいこともある。もちろん、運動の持つこうした閉鎖性が昂じれば、集団内部の多様性を抑圧したり、主流派の人々との連携を妨げたり、さらにはマイノリティの全体社会への統合を妨げたりする。こうしたジレンマは、マイノリティの教育のあり方をめぐっても、しばしば問題になる。現実の政策は、それぞれの事例に応じて、これらの要請の間のバランスをとりながら決められなければならない。政治の領域においては、このアプローチは、政治的意志決定の場の民主化を重視し、各種のマイノリティが実質的な政治参加ができるように、特別な処遇を要求する。

マイノリティは、過去に国家ないしは多数派によって、文化的、経済的、政治的な従属状態におかれることが多かった。しばしば、彼らの文化は劣等なものとして定義されて破壊の対象となり、経済的には悪条件の労働を割り当てられ、政治的には政府の後見の下におかれた。これらの影響によ

って、非対称的な関係が形成され、現在まで持続している程度に応じて、「差異の政治アプローチ」の妥当性が高まることになると考えられる。

(3) 「アイデンティティ形成」アプローチ

文化の内実は固定したものではなく、個人の働きかけを通じて変容してゆくものである。この点は、あらゆる社会について妥当するところであるが、とりわけ20世紀の末以降、文化・集団・アイデンティティの不安定性が増したことが指摘されるようになった。フランスの社会学者、ミシェル・ヴィヴィオルカによれば⁽⁷⁾、第一に、文化の内実が、個人の創造性によって再解釈される程度が増加し、また文化に対するコミットメントが個人の選択に依存する程度が増している。すなわち個人は、自らの所属する文化や集団に対して一定の距離をとり、これとの関係を模索しながら、自らのアイデンティティを形成するようになっていく。第二に、経済的格差、貧困の広がりの中で、安定した生活世界としてのコミュニティが崩壊する例が増えている。これらの原因により、マイノリティの文化やアイデンティティのあり方は、流動性・不安定さを増しているのである。個人を取り巻くコミュニティと文化が失われるとき、個人は自らのアイデンティティを支える文化的資源を失い、アノミー・無力感・劣等感に陥り、能動性・主体性を失いやすい。とりわけ、社会の周縁におかれたマイノリティにあっては、この問題がきわめて深刻になるのである。

マイノリティが健全なアイデンティティと自尊心を形成できるためには、第一に、職業生活・経済生活の安定が必要である。現代の社会において、多くの人々は、企業家、ビジネスマン、消費者などのモデルを内面化しており、富や消費に対する欲求を持っている。多くのマイノリティも現代社会に生きている以上、この例外ではない。経済生活の成功は、自尊心を保つ効果がある。他方、失業や貧困によって、これらの目標の達成が不可能になるとき、個人は自分を失敗者と見て、自尊心を失い、無力感に陥りやすく、この場合には文化的な創造性の発揮も妨げられることが多い。第二

に、マイノリティのコミュニティと文化の活力が維持されなければならない。劣等性の刻印を押された少数派文化は、その再定義を通じて肯定的な意味づけを与えられる必要があるが、豊かな文化が残されていれば、そこに肯定的評価の素材を見つけることができる。また、一般にコミュニティやその文化はアイデンティティや自尊心の支えとなるが、とりわけ、経済的困難に直面しやすいマイノリティにとっては、その意義が大きい。

以上の3つのアプローチは、そのビジョンおよび政策提言において一定の緊張をはらんでいるが、理論的に両立不可能なものであるとは思われない。(また、これ以外にも有益なアプローチの類型をたてられるかもしれない。)むしろこれらのアプローチはそれぞれ、マイノリティの置かれた状況の一面に焦点を当てたものであり、したがって相互補完的に用いることで、マイノリティ政策の体系的な理解に役立つと思われるのである。

註

- (1) アイヌ問題に関する以下の記述は、次の文献に依拠する。常本照樹「アイヌ民族に関する法と裁判」、安部昌樹ほか編『グローバル化時代の法と法律家』(日本評論社、2004年)。同「『先住民族の権利に関する国際連合宣言』の採択とその意義」、北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』(北海道大学出版会、2010年)。同「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」北海道大学アイヌ・先住民研究センター、前掲書所収。
- (2) ウィル・キムリッカ著、岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳『土着語の政治：ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』(法政大学出版局、2012年)。
- (3) Will Kymlicka, *Liberalism, Community, and Culture* (Oxford University Press, 1989). Idem, *Multicultural Citizenship* (Oxford University Press, 1995) (角田・石山・山崎監訳『多文化時代の市民権』晃洋書房、1998年)。
- (4) Bhikhu Parekh, *Rethinking Multiculturalism: Cultural Diversity and Political Theory*, 2nd ed. Palgrave Macmillan 2006.
- (5) チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」、エイミー・ガットマン編『マルチカルチュラルリズム』(岩波書店)所収。
- (6) Iris Marion Young, *Justice and the Politics of*

Difference. Princeton University Press, 1990.

- (7) Michel Wieviorka, *La Difference* (Editions de l'Aube, 2005) (ミッシェル・ヴィヴィオルカ著、宮島喬・森千香子訳『差異』法政大学出版局、2009年)。

分析的マルクス主義者の平等論と正義論

G. A. Cohen, *Rescuing Justice and Equality* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2008) を読む

松元雅和 (島根大学)

本書は、分析的マルクス主義の論者としてわが国でも知られるG・A・コーエン (1941-2009年) の著作である。タイトルの通り、本書でコーエンは、政治哲学分野でいうところの正義論と平等論に正面から取り組み、J・ロールズを代表とするリベラルな政治哲学者に批判の矛先を向けながら、自身の立場と見解を明らかにしている。補遺を含め全体で400頁以上からなる本書を逐一紹介することは、限られた紙幅では到底かなわない。以下では、コーエンの展開する①平等論、②正義論のそれぞれを簡単に紹介し、最後に③本書のスタイルがもつ特徴について触れることにしたい。

コーエンは本書の前半で、ロールズ (的) 平等論から「平等を救出する」ことを試みている。具体的には、有名な格差原理を組上に載せ、それが労働インセンティブを理由として、ある種の不平等を是認していることを批判的に検証している。以上の批判には、マルクス主義への傾倒を理論的出发点とするコーエンならではの、「平等」の価値へのこだわりを看取することができよう。もちろん、正義の射程を社会の基本構造に限定することへの批判や、平等主義的エトスを涵養することが必要であるとの言及も含め、その論理は包括的かつ説得的であり、現在の論壇に多大な影響を及ぼしている。

次に、コーエンは本書の後半で、ロールズ (的) 正義論から「正義を救出する」ことを試みている。具体的には、ロールズが呼ぶところの「構成主義」(constructivism) を組上に載せ、それが根本原理としての正義原理を導出するには不十分であると論じ、原理の真正性を維持するためには、「事実」によって制約されない正義論を構築すべきであると主張する。以上の議論が、第一の平等論に対する一種のメタ分析となっている点に注意しよう。すなわちコーエンは、ロールズ平等論の誤りの要

因 (の少なくとも一端) が、正義論を展開する彼の手続きそのものの誤りにあると考えているのである。

もちろん、以上言及したコーエンのロールズ批判に対しては、ロールズ主義者ならずとも再反論の余地がある。私見では、本書の最大の意義とは、本論や補遺において、実際に本人に向けられた再反論とその応答を十分に組み込み、論証にさらなる厚みをもたせている点である。第一線の研究者同士による、哲学的議論の活発な応酬が実に印象的である。

最後に、本書の筆致や文体について。一読して分かるように、時にユーモラスな記述を交えながらも、本書はきわめて明晰な言葉と厳格な論理によって構成されている。これは、分析哲学の流れを汲むいわゆる「分析的な政治哲学」の方法論的特徴として知られるが、コーエンは1978年のデビュー作から一貫してその一翼を担ってきた人物であり (ただし興味深いことに、彼は本書pp. 3-6で、オックスフォード型とハーバード型のそれを区別している)、本書でもその良質の部分がいかんなく発揮されている。いわゆる「権威論証」を徹底的に排し、自分の主張の論拠をあくまでも自分の言葉と論理で丁寧に積み重ねていく姿勢は、私たちが大いに範とすべきであろう。

なお、本書は未邦訳であるが、第1章の初出論文は、「インセンティブと不平等とコミュニティ (1) (2)」『教育科学研究』(松下丈宏・越野章史訳、第18号、2000年11月、第19号、2001年12月) として部分的に訳出され、また第3章の内容は、『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなにお金持ちなのですか』(渡辺雅男・佐山圭司訳、こぶし書房、2006年)、第8-9講と大幅に重複していることも付記しておく。

2013年度政治思想学会研究会プログラム（予定）

日程：2013年5月25日（土）・26日（日）

会場：慶應義塾大学 三田キャンパス

統一テーマ：科学と政治思想

◆ 5月25日（土）

10：00～13：00 シンポジウムⅠ「分析的政治哲学と規範的政治哲学～政治思想にとって科学とは何か」

司会 萩原能久（慶應義塾大学）

報告 井上彰（群馬大学）「分析的政治哲学とロールズ『正義論』」

川上洋平（慶應義塾大学）「現代フランス政治哲学における分析と解釈」

荻部直（東京大学）「技術・美・政治——三木清と中井正一」

討論者 萩原能久（慶應義塾大学）

伊勢田哲治（京都大学）

13：00～14：30 休憩／理事会

14：30～17：30 シンポジウムⅡ「近代科学の成立と政治思想」

司会 大久保健晴（明治大学）

報告 川出良枝（東京大学）「公共善のための学問——ルソーとフィジオクラート」

安西敏三（甲南大学）「福澤諭吉における科学と政治——儒学・蘭学・洋学」

森川輝一（京都大学）「科学技術と政治思想の間——時間性という観点から」

討論者 田中拓道（一橋大学）

大久保健晴（明治大学）

17：30～18：00 総会

18：00～20：00 懇親会

◆ 5月26日（日）

9：00～11：25 自由論題

分科会A

司会 山田央子（青山学院大学）

報告 織田健志（関西大学）「大正期日本における〈政治的なもの〉の変容——〈社会〉観念の台頭とその影響をめぐって」

濱野靖一郎（法政大学）「政治理論家・頼山陽：徳川政権正統性の証明」

討論者 中田喜万（学習院大学）

分科会B

司会 堤林剣（慶應義塾大学）

報告 羅太順（京都大学大学院）「カリスマと暴力——マックス・ヴェーバーのカリスマ論をめぐるコンステレーション」

仁井田和也（東京大学大学院総合文化研究科）「ハイエクの国家論——大きな社会とナショナリズム」

荻谷千尋（立命館大学）「エドモンド・バークの介入理論」

討論者 宇野重規（東京大学）

分科会C

司会 木部尚志（国際基督教大学）

報告 保田幸子（東京工業大学社会理工学研究科）「平等主義と優先性説——水準低下の異議を中心に」
福原正人（東京大学大学院総合文化研究科）「介入の政治学——軍事介入の正統性条件の検討」

討論者 飯田文雄（神戸大学）

11：30～12：30 休憩／理事会

12：30～12：50 総会

13：00～16：00 シンポジウムⅢ「現代社会と科学——政治思想的接近」

司会 齋藤純一（早稲田大学）

報告 犬塚元（東北大学）「大震災後の政治と政治学」

尾内隆之（流通経済大学）「リスク対デモクラシー？——科学の使われ方のポリティクス」

佐々木寛（新潟国際情報大学）「核テクノロジーと政治思想——「文明論」としての政治理論へ」

討論者 杉田敦（法政大学）

田村哲樹（名古屋大学）

2012年12月20日発行 発行人 関口正司 編集人 堤林 剣

政治思想学会事務局 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-19-1 九州大学大学院法学研究院 木村俊道研究室気付

Fax : 092-642-4162 (共用) E-mail : admin-jcspt@law.kyushu-u.ac.jp

会員業務 (退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)

(株) アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37

Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913

学会ホームページ : <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jcspt/>